



世界への  
プレゼントに  
なろう

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

# WEEKLY REPORT

No.2836 2016年3月14日

事務所 ひたちなか市海門町二丁目 8-13 ひたちなか商工会議所那珂湊支所内  
 TEL.029(263)7811 例会日 毎週月曜日 12:30  
 FAX.029(263)6859 例会場 常陽銀行湊支店二階会議室  
 URL : <http://www.nakaminato-rc.com/>

★ 点 鐘

卯野福弥会長

ロータリーソング「奉仕の理想」

司会 海後宗郷SAA

★ 出席報告

榎木直行委員長

会 員 数	31名
出 席 者	15名
欠 席 者	14名
出席免除者	2名
メイクアップ	9名
出 席 率	82,7%

★ 会長挨拶

卯野福弥会長

暑さ寒さも彼岸までと申しますが、ようやく春の気配を肌で感じられるようになりました。今日は10度にも満たない気温ですが、明日からは10度を超える日が続くそうです。

さて、毎年12月頃になると、第一生命では「サラリーマン川柳」を大募集しています。略して「サラ川」と言われますが、これは日常に起きる何気ない出来事をユーモアと風刺のセンスで表現したものです。1987年にスタートし、今回で第



29回を数えます。「サラ川」は、これまで時代を映す鏡として定着してきました。

なお、第29回のベスト10の発表は5月にあります。それでは歴代第1位の作品を紹介しましょう。皆様のお手元にあるプリントをどうぞご覧下さい。

- 第28回 皮下脂肪 資源にできれば ノーベル賞
- 第27回 うちの嫁 後ろ姿は フナッシー
- 第26回 いい夫婦 今じゃどうでも いい夫婦
- 第25回 「宝くじ 当たれば辞める」が 合言葉
- 第24回 久しぶり～ 名が出ないまま じゃあまたね～
- 第23回 仕分け人 妻に比べりゃ まだ甘い
- 第22回 しゅうち心 なくした妻は ポーニョポニョ
- 第21回 「空気読め!!」それより部下の 気持ち読め!!
- 第20回 脳年齢 年金すでに もらえます
- 第19回 昼食は 妻がセレブで 俺セルフ

- 第18回 オレオレに 亭主と知りつつ 電話切る
- 第17回「課長いる？」返ったこたえは「いません！」
- 第16回 タバコより 体に悪い 妻のグチ
- 第15回 デジカメの エサはなんだと 孫に聞く
- 第14回 ドットコム どこが混むのと 聞く上司
- 第13回 プロポーズ あの日にかえって ことわりたい

## ★ 幹事報告

遊座文郎幹事



本日、第10回の理事会が開かれましのでご報告申し上げます。

- 地区大会の2日目（4月17日（日））は、午前7時30分に藤屋ホテル前を出発します。
- 地区研修・地区協議会については、期日が変更になりました。4月2日（土）から4月9日（土）になりました。次年度役員の皆様はよろしくお願ひいたします。
- 次年度のロータリー財団地区補助金申請についての活動内容ですが、「障害者が社会での活動範囲を広げるための支援としてボウリング大会を実施する。」ことに決まりました。
- 次年度のクラブ理事役員・委員会名簿の一部訂正が下記のようにになりましたのでよろしくお願ひいたします。  
国際奉仕委員会委員長  
奥山 正紀 → 藤咲 久光  
米山記念奨学委員会委員長  
安藤 豊美 → 黒澤 利勝
- 例会プログラムの変更があり、下記のようにになりました。  
4月4日（月） 観桜会 親睦活動委員会  
4月11日（月） クラブ協議会  
4月9日（土）地区協議会の報告
- その他

今度の地区大会の時に、那珂湊ロータリークラブが永年献血運動に協力しているということで表彰されることになりました。

## ★ 委員会報告

ニコニコボックス委員会

榎木直行委員長

海後宗郷会員……結婚記念日のお祝いありがとうございました。

川崎通夫会員……結婚記念日の記念品ありがとうございました。

## ★ 卓話

「生命保険のしくみ」

菊池眞一郎会員



### □ 生命表

現在の生命保険では、人間の生死にかかわる統計データ、すなわち生命表が用いられるのが常である。すなわち、生命表による加入者の生死の予測に基づいて、適切な保険料が設定される。

ただし、死亡統計は過去から現在までのデータのみが使用されるのに対し、実際の生死は将来発生することであるから、当然予測に誤差が発生し得る。そのようなときに保険料収入が不足する事態になってはいけないので、保険料計算に用いる死亡率にはあらかじめ安全が見込まれている。このときの死亡率を予定死亡率と呼び、保険料計算の重要なパラメータのひとつである。

### □ 平準保険料と責任準備金

生命保険の保険料率は年齢ごとの死亡率を元に計算されるが、その考え方には大きく分けて「自然保険料方式」と「平準保険料方式」がある。「自然保険料方式」とは、加入者の年齢ごとにその死亡率に応じた保険料を徴収する方式で、一般には高齢になればなるほど死亡率が高くなるため、自然保険料方式による保険料率は年齢とともに上昇する。

「平準保険料方式」とは、自然保険料方式では高齢になると保険料が高くなりすぎ、契約者が保険料負担に耐えられないというデメリットがあるため、それを解消する方式であり、保険

期間中の年齢ごとの死亡率を平準化した保険料を徴収する。このため、保険期間の終期近く（つまり高齢）になっても保険料が上昇しない。

平準保険料方式を採用すると、本来は高齢になってから支払うべきであった保険料をあらかじめ若いときに支払うことになるので、結果として生命保険会社は将来の保険料を事前に徴収して留保していることになる。この留保された資金のことを責任準備金と呼ぶ。責任準備金は平準保険料方式の契約者についてそれぞれ存在するので、総合すると大きな資金となり、生命保険会社はこれを元に運用を行い、収益を上げることができる。これは生命保険会社の金融機関としての顔である。

実際の保険料はこのような運用益を見込んで割引かれている。この割引分を算出するためにあらかじめ運用利率を予定しておく。この利率を予定利率とよび、これも保険料計算の重要なパラメータである。

#### □ 解約返戻金

平準保険料方式をとると、本来はまだ必要ではない保険料を事前に徴収していることになるので、保険期間中に何らかの理由で保険契約を解約することになると、その保険料のうち一部は契約者に返還される。これを解約返戻金と呼ぶ。

保険契約者の債権者が解約返戻金請求権を差し押さえ、取立権に基づき解約権を行使した上で取り立てることがある。また債権者が債権者代位権に基づき解約権を行使し、解約返戻金を代位請求することもある。しかし、これが行われると保険金受取人の将来の生活を脅かすおそれがあるので、一定の場合には保険金受取人が解約返戻金相当額を債権者等に支払うことにより解約を回避する制度が設けられている（介入権、保険法60条～62条）。

#### □ 基本的な保険商品のモデル

生命保険商品は極めて多岐にわたるが、その多くが死亡保険と生存保険の組み合わせによって設計されている。

#### [死亡保険]

保険期間の間に被保険者が死亡したときのみ保険金が支払われる。

純粋な死亡保険の代表例が定期保険である。定期保険は満期保険金が無いので、満期時まで全ての保険料収入を死亡保険金として支払う設計になっている。そのため、責任準備金は満期時にはゼロとなり、保険期間を通じても一般にそれほど多くはならない。

#### [生存保険]

被保険者が満期時に生存しているときに保険金が支払われる。

終身年金はある種の生存保険である。年金支払開始から1年後に生存していれば1回目の年金が、2年後に生存していれば2回目の年金が…と、複数の生存保険が合成されたものと考えればよい。

#### [生死混合保険]

死亡保険と生存保険を重ね合わせたもので、被保険者が死亡したときには死亡保険金が、満期時に生存しているときには生存保険金が支払われる。

養老保険は上記死亡保険と生存保険を1対1でブレンドしたもので、保険期間中に死亡したときと満期時に生存しているときに同額の保険金が支払われる。また、終身保険は養老保険の保険期間を生命表の生存者が0になった時点に伸ばしたものである。その時点は会社によって異なっており概ね105歳付近が理論上の満期となっている。

現在多種多様な保険商品が開発、販売されているが、その多くはこれらの保険を適宜組み合わせたものである。

#### □ 三利源と配当金

生命保険の保険料は、純保険料と付加保険料からなる。純保険料とは、保険金の支払に充てるために徴収される保険料であり、付加保険料とは、それ以外に保険会社の事業経費として徴収される保険料である。

純保険料として必要な金額は、前述のように加入者の死亡率と責任準備金の運用利率に基づいて決定され、そのときに用いられる予定値がそれぞれ予定死亡率、予定利率である。

生命保険の付加保険料は、新契約締結にかかる費用、契約の維持にかかる費用、保険料の集金にかかる費用という名目で徴収される。これらについてもあらかじめ必要な額を見込んで保険料計算を行うが、そのときの率を予定事業費率と呼ぶ。

これら予定死亡率、予定利率、予定事業費率はあくまで見込みであるため、実際に保険料として必要となった金額との間に差額が発生する。それらをそれぞれ死差益、利差益、費差益と呼び、この三つを合わせて三利源と呼ぶ。実際の見込みは保険料の不足が発生しないようかなりの余裕をもって設定されるので、基本的に差額は剰余金として発生する（逆ザヤ（利差損）

の問題については「歴史」の節を参照)。これらの剰余金は結果的に保険料として徴収する必要の無かった金銭であるので、保険会社はこれを契約者に還元する。これを配当金と呼ぶ。

ただし、最近では保険料を安くしたいというニーズに応えるために、配当金がまったく無い、あるいは利差益のみを配当金として還元することとし、その分予め保険料を引き下げたタイプの保険商品も設計されている。

#### □ 危険選択

生命保険においては、収支相等の原則を守るために同一の危険を持つ被保険者集団を形成する必要があるが、その裏をかいて不当に利益を得ようとする行為が発生する恐れが常にある。言い換えると生命保険会社と加入者の関係に内在する情報の非対称性に起因するモラル・ハザードや逆選択が常に発生し得る。

そのため、生命保険会社は、同一の危険を持つ被保険者集団を守るために危険選択を行う。具体的には加入時に医師による診査や告知書などを用いて、特に標準的な危険よりも大きな危険を持つと考えられる加入者を識別している。ただし、それはそのような加入者が保険に加入できないことを意味しない。その加入者と同等の危険を持つ被保険者集団が形成できれば、その集団に対する適切な保険料で保険に加入することができる。

また、支払時にも査定を行い、保険金詐欺を防ぐことが行われている。

現在販売されている保険商品

#### □ 個人保険

個人保険とは被保険者を個人とする契約を指す。団体保険に対する意味で個人保険と呼ばれる。

##### 【主な生命保険の種類】

現在販売されている保険商品のうち主なものについて述べる。

##### [定期保険]

一定期間以内の死亡に対して保険金が給付される生命保険。いわゆる「掛け捨て」と呼ばれる保険であり、死亡のみ保障するため、保険期間を満了したときの満期保険金はない。途中解約した場合の解約返戻金は一般に少ない(ただし、保険期間が60年・70年といった長期になった場合、契約後期の解約返戻金の額はそれなりに大きくなる)。保障される金額に対する保険料は比較的安いので、子どもが成長するまでの世帯主など、一定期間、高額な保障が必要とされる場合に利用される。近年では保険料を安

く保障額を多くしたいというニーズに対応するため、中途解約の場合、解約返戻金がまったくない商品も開発されている。

一般に「定期保険」と言った場合は保険期間中は保険金額が一定だが、保険期間中に保険金額が増加したり減少したりするものもあり、それぞれ「遡増定期保険」「遡減定期保険」という(契約時に将来の保険金額がすべて固定されているという点で変額保険とは異なる)。

##### [終身保険]

保険期間を定めず、生涯にわたって保障される保険。死亡した場合必ず保険金が支払われるので、定期保険と比較すると保障される金額に対する保険料が割高である。途中解約をした場合に解約返戻金が出ることは多いが、通常は払い込んだ保険料の総額よりは少なく、また契約してからの経過年数が短いほど返戻金は少ない。解約返戻金の増減は、払込期間をどのように改定するかによって大きく変わる。60歳で保険料を全て払い込む形(払込期間60歳)にした場合、おおむね60歳前後で払い込んだ保険料よりも解約返戻金のほうが多くなる。一方、保険料を一生払い込む形(終身払)にした場合、加入時期によっては最終的に70歳代半ばで保険金よりも、払い込んだ金額の方が多くなるという現象が生じるケースが多い。

##### [養老保険]

保険期間内に死亡した場合に保険金が支払われるのはもちろんだが、満期になった時に生存していた場合、満期返戻金として保険金額と同額が支払われるというもの。契約満了時には通常、満期返戻金に加え、配当金が支払われるため、払い込んだ保険料よりも多く受け取れる為「貯蓄型」とも呼ばれる。加入時の年齢や保険期間によっては貯蓄性がない場合もある。これは、生存保険と死亡保険を同額組み合わせることで保険金給付に関わるリスクを減らし、貯蓄的な色合いを濃くしたものである。

##### [定期保険特約付終身保険]

終身保険と定期保険を組み合わせたもの。子どもが大きくなる前のように、大きな死亡保障が必要なときだけ保障を大きくすることができる。アカウント型を販売していない会社では主力商品となっている。

保有契約として約1,473万件・約317兆円(2007年9月末)が保険契約としてあり、この保険金額は、個人保険契約約1,002兆円に対し、約31.6%という占率がある。

#### [アカウント塾保険]

比較的新しい商品で、毎回一定の保険料のうちいくらかを定期保険、残りをアカウントと呼ばれる積立金に充当し、定期保険終了後に一時払終身保険あるいは年金に移行するタイプの保険である。現在の主力商品となっている。

#### [子ども保険]

子どもの年齢や小中学校・高校の入学時期に応じて祝い金が支払われたり、満期時に保険金が受け取れるような保険。また、親の死亡時には以降の保険料支払が免除されたり（契約は満期まで継続する）、子どもに対して補助金が給付されたりすることもある。実態としては、子どもを被保険者とする生存保険と、親を被保険者とする死亡保険を組み合わせた保険商品になっている。

#### [個人年金保険]

一定期間保険料を払い込み、保険料を積み立てた資金を原資として、契約で定められた年金を受け取るような保険商品。生存保険の一種。

#### [変額保険]

保険期間中に株式・債券などへの投資・運用を行い、その成果に応じて死亡保険金額、解約返戻金額、満期保険金額が変化する保険商品。一般の保険は契約時に定めた保険金額が契約期間中に変化しない（定額保険という）。

その他、保険商品は多種多様であるが、多くは基本的な死亡保険・生存保険の金額・期間を変化させて組み合わせたものになっているといえる。

#### 【主な特約の種類】

特約とは、終身保険や定期保険などの主契約に特約として付加出来る、いわば生命保険のオプションとしての存在である。定期付終身保険の場合、正式名称は「定期特約付終身保険」となるため、定期保険部分そのものがベースとなる終身保険の特約である。

#### [医療特約]

けがや病気が原因で入院したときに所定の金額が受け取れるもの（災害入院特約・疾病入院特約）が一般的。

#### [介護保険特約]

自分が介護を受ける必要が出てきた場合に給付金などが受け取れるというもの。但し、給付条件が国の障害者認定1級よりも厳しいものもある。

#### [リビングニーズ特約]

ガンなどで、余命数ヶ月と判断されたときに、

保険金額のうちいくらかが生前に支払われるという特約。生前給付（リビングベネフィット）ともいう。

#### [ナーシングニーズ特約]

要介護状態となったときに、保険金額のうちいくらかが生前に支払われるという特約。

#### [災害割増特約]

災害や事故で死亡した場合には通常の保険金に加えて、災害割増特約の保険金が支払われるという特約。かんぽ生命の生命保険には自動付帯されている。

#### 【団体保険】

団体保険とは、会社や官公庁等の団体に所属する者全体を保障する生命保険の一種である。団体と生命保険会社で直接契約を行い、単一の契約でその所属員が一括して保障されるようになっている。大量処理によって運営コストが節約できるため個人保険よりも安価に保障が得られることが多い。

#### [団体定期保険]

会社等で被用者の死亡保障を目的とした定期保険商品。保険期間は1年で、1年経過後には自動で更新される。

#### [総合福祉団体定期保険]

企業が弔慰金等の財源として加入する団体定期保険である。基本的に所属員全員が加入し、団体が保険料を負担する。

#### [団体定期保険(Bグループ)]

所属員が任意で加入できる定期保険で、企業の福利厚生として行われている。保険料は所属員が自分で負担する。個人保険に加入するよりも割安であることが多いが、退職等により団体から脱退すると保障は継続しない。

#### [団体借用生命保険]

融資を受け、返済途中に返済者が死亡あるいは高度障害状態になった場合、保険金でローンの残額が返済される仕組み。住宅ローンに付くものが典型的な形態だが、その他のローンに付保するものもある。保険料はローン開始時に一括支払いする方法や、ローン金利に上乗せする方法がある。最近では返済者がガンや心筋梗塞などになった場合も保険金の支払要件とする商品も現れている。

#### [団体年金保険]

会社等で従業員に対して退職後の年金を支給するために加入する商品。保険料は全額企業負担のもの、一部従業員負担のもの、全額従業員負担のものがある。

## 【契約にあたって】

- ・何のために・誰のために・どんな時のために保険が必要なのか
- ・貯金等の他の手段ではなく、何故保険でなくてはダメなのか
- ・自分にとって、家族（遺族）にとって、本当に保険は必要なのか

必要な保障というのは、各人の価値観やライフスタイルなどによって多様である。死亡時に必要な補償額は、一概に年齢だけで決められるというものではないし、その他の保障についても同様のことが言える。コストをかけて生命保険の保障を受けなくても、単なる貯金や公的社会保障制度（健康保険・厚生年金・遺族基礎年金など）でも十分ということもある。生命保険ではなく損害保険で賄える場合もある。また、場合によっては、死んだときの保障よりも入院したり介護状態になったときの方に備えておかなければならないという場合もある。

個人の貯金や公的な社会保障制度でも足りない分があればそれを生命保険を使って補う、ということ念頭に置くことも、上手に生命保険を活用する方法である。つまりは、誰しも・万人が生命保険が必要というものではないことになる。個人の貯金や公的な社会保障制度でも足りない分があればそれを生命保険を使って補う、ということ念頭に置くことも、上手に生命保険を活用する方法である。また、貯蓄性を謳い文句に加入を勧められるケースなどもあるが、保険における責任準備金運用利回りの指標である予定利率は単純に預金金利と比較することはできない。保険料は、保険金にそなえ予定利率による運用される部分（純保険料）とは別に、保険会社の経費として保険会社の収入となる付加保険料が含まれているからである。貯蓄性について確認する場合、あくまでも払い込んだ保険料の総額と解約返戻金を比較するしかない。死亡保険を含んだ契約で利鞘を稼ぐ代表的な方法として下記の3種類があるが、いずれも最大で長期の銀行定期預金程度の利回りしか得られない。保険は貯蓄目的ではなく、あくまでも上記の3項目の目的に沿って、保険の目的を考えることが重要である。

### [定期保険による方法]

超長期の定期保険料を全期前納する。定期保

険は払込期間が長いので、前納分から控除される付加保険料が低くなるため、他の保険よりも短期（おおむね3年前後）に利鞘が出る。

### [終身保険による方法]

払込期間の短い終身保険（一時払い、払込期間～5年くらいまで）の保険料を全期前納にする。この場合、払込期間が短期になるため、保険期間経過による付加保険料が多くなり、定期保険よりも利鞘が得られるまで期間が長くなる。

### [養老保険による方法]

期間の長い（15年以上）養老保険の保険料を全期前納にする。終身保険よりも2年程度利鞘が得られるまでの期間が長くなる。

## 水門帰帆（みなとのきはん）

ひたちなか市役所那珂湊支所の近くに、水戸八景の一つ「水門帰帆」の碑があります。碑のある高台からは、東に太平洋、南に鹿島灘、西に筑波山、遠くに日光の連山を眺望することができ、絶景の場所です。那珂川は、明治時代まで、碑の下、現在の海洋高校の辺りを流れており、白い帆の出船・入船を見降ろすことができました。碑は、もともと現在地よりも若干前方に所在しており、明治期と大正期に改修され現在に至っています。

「出席はロータリアンの3大義務の1つです」